

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

川崎市基金条例の一部を改正する条例（案）

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表学校施設整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学校施設整備基金を廃止するため、この条例を制定するものである。

川崎市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号</p> <p>(第1条～第2条 略)</p> <p>(種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1" data-bbox="170 620 1066 810"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th> <th>設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	基金の種類	設置の目的	略		(削除)	(削除)	略		<p>○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号</p> <p>(第1条～第2条 略)</p> <p>(種類及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1" data-bbox="1171 620 2067 810"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th> <th>設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設整備基金</td> <td>市立学校の施設整備の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	基金の種類	設置の目的	略		学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。	略	
基金の種類	設置の目的																
略																	
(削除)	(削除)																
略																	
基金の種類	設置の目的																
略																	
学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。																
略																	